

〔本提案の主旨提案内容について説明〕

流山市自治基本条例の素案を検討する市民会議においても市民投票条例について検討は既に行っており、施策提案者署名者もかかわっていた。

市民参加条例が平成24年に制定されたことに伴い、是非とも市民投票条例を条例化していきたいということが非常に具体的な形となったため、今回の提案となった。

提案するにあたり、他市の条例や条例の理念、本来のあり方等を学習する市民投票条例学習会やワークショップを行い政策提案に至った。

今回の政策提案は、条例そのものをというよりも条例の内容、概要的なものを是非その市民投票条例の策定する際に盛り込んでもらいたいための提案である。

自治基本条例第17条では、「市民投票の請求及び実施については別に条例で定めます」あり、常設型の市民投票を規定されていることが根幹にあるため、その条例の内容についての政策提案とした。

他市においても市民投票が実施（つくば市の運動公園や新城市の庁舎建替えに伴う住民投票等）でされているが、その事例研究も行った。

住民投票条例に対する市民投票条例に対する考え方としては、本来は、二元代表性による間接民主主義により市政が色々決まっていって行くが、その中で、今まで重要政策について、首長や議会の意思と市民の意思の大半が違っているデータで見受けられる。

従来的には、二元代表制により政策が決定されていくが、その場合は主権者として市民の意思を直接に投票によって決定していく。この決定はあくまでも常設型市民投票条例というのは諮問型

であることから、それが最終決定という形にはならないことも理解できる。

ただし、その決定に直接参加していく民主主義の中の大事な手段の根幹であると考えている。

その中で、今までは個別型の直接請求による住民投票条例を制定した事例があったが、流山市の場合、直接に緊急性のない重大な問題が起きない平時の内に常設型市民投票条例を策定していくことによって、より客観的に、また十分な熟議が出来、さらには、市民参加のもとで条例策定することができるのではないかという思いもあり今回提案した。

ただし、ただ安易に投票をとということにはならないように十分に考えており、様々な市民参加等のより市民の意見を聞く、議会や行政においても同じような形で様々な熟議を重ねた上で、最終的に、市民の意思を確認する時点において市民投票条例は実施されるべきと考える。

市民投票の基本的な考え方は、流山市は、自治基本条例で市民自治によるまちづくりを目指しているため、「市民自治のまち流山」としての一つの象徴的、その一番根幹を出す制度であると位置付けており、その市民自治の原理原則である直接民主主義を体现するものであると考えている。

そして、議会基本条例においても、市民の多様な意見の把握、政策提案機能等、議会の権能をよりよい形で発揮するための制度として位置づけるという精神があり、流山市政は、流山市民の負託によるものであって、その権利の源は市民にあるとうたわれているところからも、市民投票条例が非常にそれを目指すものであると考えている。

次に市民投票の対象事項は、「予測しえない未来があることも含めて、必要十分かつ最低限の表現で対象事項を記載することとする」と明記したが、今まで常設型市民投票条例というものが30の自治体で制定されているが、その中で非常に細かく対象事項を規定、あるいは、その非常に大きくまとめている部分もあることは、ワークショップで議論した。

細かく規定することによって市民や行政にとっても分かりやすい判断目安になると思われるが、今後、将来的なものも含めて予測できない問題もあることから、市民投票条例としての対象事項を規定することによってそれで身動き取れなくなるのではという意見もあり、抽象的な表現になったが、予測し得ない未来があることということで、最低限の表現で対象事項を明記した。

例えば、大和市等のように、「市政にかかわらず重要事項」と表現しているところがある。その考え方としては、常設型市民投票条例は諮問型あり、投票結果に尊重義務としては非常に重いが現実には法的拘束力が無いため、きっちり書く必要が無いのではないかという考え方である。そのため、流山市も最低限度、必要かつ十分の表現でと考える。

投票資格年齢は、ワークショップの中で議論し、今は18歳が投票年齢になったので18歳でも問題はないのではという意見もあったが、一つ私達として最終的な結論としては14歳以上の市民とした。

14歳というのは中学生であり、ほとんどの中学生が地元の中学校に通っている。つまり、中学生は、地元に着した生活をおくっているため、その年齢時から、自分の住んでいるまちに対して関心を一番高めやすい年齢であるため14歳とした。

また、中学生になれば商工所訪問や職業体験をやる時期であり

自分のまちに対する認識がすごく強まる時期であり、その時期に自分達のまちのことは自分達で決めていけるなど、若い世代の力を取り込むことによって、将来的なまちづくりに繋がっていくということがありまして、14歳以上の市民を選択した。

さらには、自治基本条例の12条に「子どもの意見表明の機会の保障」のその「機会の保障」という具体的な政策と14歳以上の市民とした。

なお、この「市民」は、自治基本条例による「本市の住民基本台帳に記録されている人」というものに則っている。

「市民発議の著名数は市民投票資格者の1/8から1/10にする」についての数については絶対正しいという解答は無い。そして現実の条例の中でも、1/3、1/4、1/8、1/10と様々あるが、その中で1/10から1/8程度の市民が実際に地域の中で署名数を集められる可能な数であると考えた。

また、同時に、(条例の)発議の乱発を防ぐということもあるため、努力しなければ集められないけれども、集められる可能な数であるということで1/8から1/10にとした。

「情報提供・情報共有については、市民も関わって分かりやすく、丁寧な情報提供ができる仕組みが必要である…」については、非常は重要な部分であると考えた。

まず、実際に住民投票条例になると行政からの報告的情報提供があるが、同時に発議者の方からも情報提供するなど色々な情報を出してくると思うが、一番市民が目にしやすいのは行政から出ている情報である。

ただし、行政側からの一方的な情報であると市民としては、何故このような投票条例になったのかとか、何の為に住民投票条例

にするのかなどその背景が分かり難い場合がある。

行政は専門家でありその背景、課題、経緯も全て知っているが、どうしても市民から見るとその背景や過程が見えない場合がある。そのため、市民は、情報を欲しい気持ちが当然あり、市民視点が入った情報提供が必要である。

例えば、無作為抽出公募市民による「市民が参加する市民投票に関する情報提供委員会」等を策定し、そこから情報を発信する形ができれば、市民も判断し易くなるのではないかと考える。

次に市民投票の対象事項にある「情報共有の場の設置」については、市民投票の対象事項については、反対もあれば賛成もある。そのため、市民だけではなく議会、行政も一同に介する情報共有していくような場、そこでそれぞれの立場の人達が意見交換していく場に、市民が参加しながら、また自分の考えを深めていく共有の場の設置が必要だと考えている。その例として、新城市住民投票条例第13条の市民まちづくり集会在位置付けられており、市民と議員と議会と行政が一同に介して意見交換するという市民まちづくり集会というのを行っている。

投票方法運動については、公職選挙法に則って投票行為となるが、基本的にはやはり公職選挙法とは実際には違っており、法的効力効果によっても違っている。そのため、出来るだけ市民が自由に意見を発信できて、市民も行政も自由に発信できるような形で規制は出来るだけ緩くする。

例えば、新城市は、行政が客観的情報を出すと同時にまた市長が独自に市長のポケットマネーで市長の独自のビラを作り、市民がまた独自のビラを作りということで、かなり色々な形で情報が出て市民が判断するという形だったと聞いている。

投票方法は市民に分かりやすい賛否の2択とあえてここで明記した。他市の事例でただ選択肢として非常に分かり難い選択肢が出てきたのがあったためである。

投票結果の取扱いについては、首長、議会の判断の参考意見となる諮問型の限界をふまえつつも、民意がより生かされる尊重義務規定にする必要があるということで、投票結果は投票率にかかわらず、開票することと考えている。

他市では、住民投票条例が実際にあったと投票率が20何パーセントととても低く、必要数にいかないということであえて開票結果を明らかにしなかった。しかし、市民投票に参加した市民にとって、それから他市民にとっても情報公開や説明責任の観点からも開票はすべきと考える。他市では、投票率が低いため、開票を行わなかったが、これは、市民投票条例に対する軽視ではないかというのもあったためである。

流山の特色、その他の提案については、今まで色々な形の市民投票条例が制定されているが、今の段階で提案する流山の投票条例については流山らしい特色を出そうということで、やはり今、新住民という若い世代がおおたかの森を中心に住んで増えているが、その人達の投票率向上を目指す為にはやはりインターネットなどSNSを活用した投票規程内容も検討したらどうかと思う。例えばスマートフォンやネットを使えば簡単にその場に行かなくても出来るという風な形だと、本当に若い人達にとっては参加し易くなると考える。色々な規程もあると思うが、検討してはどうかと提案する。

記録の保存と公開については、実際に市民投票など行った後に投票に至るまでの色々な形の経緯プロセスがあるが、それと投票方法と結果についてはきちんと記録を公開し、保存するということが後世に伝える為にも必要であると考えている。

これで以上、住民投票条例の内容について説明したが、その中で、一つ一つの凡例において細かく条例について実際に学習させて致しましたけども、ポイントを説明したい。

実際に、市民投票条例が策定される際には、市民参加という形で策定されると思うが、その中でこの提案が受けていただけるならば、市民の一つの提案として、政策提案として出ているとして条例に是非盛り込んでいただきたい。

ただし、そこでまた再度市民参加でいうことによってこのような観点で議論しながら進めていくのが本来の在り方あるため、これを絶対柱にすべきというよりも、むしろこういう政策提案のものを一つ提案として、行政としてもまた再度条例検討委員会のようにもう少し広い意味での場で条例を策定すると共に議論していただければと思っており、そのような形の提案をさせていただいている。

政策による予想される効果については、無作為抽出の市民参加をすることによって、いわゆる市民投票条例策定段階、策定の時の市民参加の在り方として市民参加という形を組み合わせながら幅広い市民を巻き込んでいくことによって、より自分のまちへの知識、関心等が高まり、市民投票条例が実際に実践される時になったら投票率も上がるのではないかと。また、実際のその議会での投票率、市議会の方法、パブコメの応募等市政の関心が高まるという一つのきっかけにはなると考える。

市民投票条例策定時に上記の政策提案内容が具体的に盛り込まれることにより、主権者である市民の意思を具体的に示す方法としての質が高まり、民主主義を深めることができる、市民自治というものが民主主義の根幹であると考えているため、その部分をしっかりと市民投票条例の中に盛り込んでいただきたい。

「民主主義、市民自治の街・流山」という風な一つアピールができるのではないかと考える。

また、先にも話したが、実際の緊急性のある問題が発生していないときに制度設計をすることによって、反対等の利害関係がないため、市民と議会と行政の三者が客観的によりいい制度設計ができるのではないかと考える。

市民投票条例策定から実施まで、「市民自治のまち・流山」としてそれぞれの立場で市民が行政も議会も市民もという形で市民自治を実践し学ぶことができ、流山市の民度を向上させるよりよい機会となると考える。

政策の実施に要する費用の額及び内訳については、条例の中身についての提案であるため、特別な費用は要しないと考える。